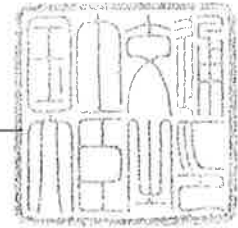


国海員第 3 8 7 号
平成 3 1 年 1 月 4 日

交通政策審議会
会長 古賀 信行 殿

国土交通大臣
石 井 啓



交通政策審議会への諮問について

船員職業安定法（昭和 2 3 年法律第 1 3 0 号）第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、
下記事項について諮問する。

記

諮問第 3 1 9 号

船員派遣事業の許可について

諮問理由

別紙に掲げる者に対する船員派遣事業の許可を行うにあたり、船員職業安定法
第 5 5 条第 5 項の規定に基づき、交通政策審議会の意見を聴く必要があるため。

船員派遣事業許可申請事業者一覧

事業者名	住 所
南和海事株式会社	鹿児島県鹿児島市伊敷一丁目4番25号
日本海洋資源開発 株式会社	岩手県盛岡市大通一丁目6番19号大通ビル